

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
20230201	山本重機運送有限公司 (法人番号 5250002006354) 代表 者山本龍隆	山口県山口市大内長野 1174番地2	岩国営業所	山口県岩国市新港町3丁目 5-31	輸送施設の使用停止 (30日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法 第17条第4項及び第18 条第3項	令和4年6月22日、同年9月2日及び同年9月6 日、情報提供を端緒として監査を実施。7件の 違反が認められた。(1)整備管理者の変更届出 義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則 (以下「安全規則」)第3条の2)、(2)点呼の実施義 務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)、(3) 点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5 項)、(4)乗務等の記録事項義務違反(安全規則 第8条第1項)、(5)運行記録計による記録義務 違反(安全規則第9条)、(6)運転者台帳の記載 事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(7) 運行管理者の解任届出違反(安全規則第19 条)	3	3
20230201	有限会社シンコー建運 (法人番号 1240002007431) 代表 者枝松則子	広島県広島市佐伯区五日 市町石内4014-1	本社	広島県安芸郡熊野町宇苗 洪6661-1	許可の取消し	貨物自動車運送事業法 第32条	運輸支局において現地調査を行った結果、所 在不明事業者であって相当の期間事業を行っ ていないと認められたもの。	-	-
20230201	渡部運送有限公司(法 人番号6240002038100) 代表者中田武	広島県廿日市市沖塩屋3- 3-5	本社	広島県廿日市市沖塩屋3- 3-3	許可の取消し	貨物自動車運送事業法 第32条	運輸支局において現地調査を行った結果、所 在不明事業者であって相当の期間事業を行っ ていないと認められたもの。	-	-
20230201	有限会社光運送(法人 番号6240002024694) 代表者松本光浩	広島県東広島市志和町冠 915	本社営業所	広島県東広島市志和町冠 915	許可の取消し	貨物自動車運送事業法 第32条	運輸支局において現地調査を行った結果、所 在不明事業者であって相当の期間事業を行っ ていないと認められたもの。	-	-
20230221	株式会社桑原産業(法 人番号3250001002612) 代表者桑原勝彦	山口県防府市大字338番 地の1	本社営業所	山口県防府市大字338番 地の1	輸送施設の使用停止(4 0日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法 第17条第1項第1号及び 同条第4項	令和4年3月22日及び同年8月25日、健康起因 による事故を端緒として監査を実施。11件の違 反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違 反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下 「安全規則」)第3条第4項)、(2)疾病、疲労等 のおそれのある乗務禁止違反(安全規則第3条第 6項)、(3)点呼の実施義務違反(安全規則第7条 第1項及び第2項)、(4)点呼の記録事項義務違 反(安全規則第7条第5項)、(5)乗務等の記録義 務違反(安全規則第8条第1項)、(6)乗務等の記 録事項義務違反(安全規則第8条第1項)、(7)運 行記録計による記録義務違反(安全規則第9 条)、(8)運転者台帳の記載事項義務違反(安全 規則第9条の5第1項)、(9)運転者に対する指導 監督義務違反(安全規則第10条第1項)、(10)運 転者に対する指導監督の記録義務違反(安全 規則第10条第1項)、(11)特定の運転者に対す る特別な指導義務違反(安全規則第10条第2 項)	4	4
20230221	株式会社ハラケン運輸 (法人番号 8250001016211) 代表 者峯伸一郎	山口県山口市陶1523番地 1	本社営業所	山口県山口市陶1523番地 1	輸送施設の使用停止 (50日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法 第17条第1項第1号、同 条同項第2号及び同条 第4項	令和4年7月8日、同年7月27日及び同年8月9 日、情報提供を端緒として監査を実施。11件の 違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守 違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下 「安全規則」)第3条第4項)、(2)乗務時間等告示 のなお書き遵守違反(安全規則第3条第4項)、 (3)疾病、疲労等のおそれのある乗務禁止違反 (安全規則第3条第6項)、(4)事業用自動車の定 期点検整備義務違反(安全規則第3条の2)、(5) 点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項、 第2項及び第3項)、(6)乗務等の記録事項義務 違反(安全規則第8条第1項)、(7)運行記録計に よる記録義務違反(安全規則第9条)、(8)運行指 示書の記載事項義務違反(安全規則第9条の3 第1項)、(9)運転者台帳の記載事項義務違反 (安全規則第9条の5第1項)、(10)運転者に対す る指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)、 (11)運転者に対する指導監督の記録義務違反 (安全規則第10条第1項)	5	5
20230227	株式会社LINE HEART(法人番号 9260001034293) 代表 者岩本明久	岡山県倉敷市林1906番地 1	本社営業所	岡山県倉敷市林1906番地 1	文書警告	貨物自動車運送事業法 第17条第4項	令和5年1月27日及び同年2月17日、情報提供 を端緒として監査を実施。2件の違反が認めら れた。(1)乗務等の記録事項義務違反(貨物自 動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規 則」)第8条第1項)、(2)運転者台帳の記載事項 義務違反(安全規則第9条の5第1項)	0	0